

福岡県公報

平成26年8月15日
第3620号

目次

告示 (第695号 - 第711号)

○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	8
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	9
○一般競争入札の実施	(教育庁財務課)	11
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	13

○一般競争入札の実施	(教育庁企画調整課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	17
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	18
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	18
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	19
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	19
○一般競争入札の実施	(教育庁高校教育課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	24
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	24
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	24
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	25
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	25
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	26
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	26
○種畜証明書の交付	(畜産課)	27
収用委員会		
○土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管	(用地課)	27

告 示

福岡県告示第695号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日

大生はき 1	土田 由喜子 (土田鍼灸療院)	大牟田市本町四丁目2-9-102	H 26・7・1
大生はき 2	織田 勝 (銀座鍼灸院)	大牟田市下白川町二丁目157-3	H 26・7・1
大生はき 3	吉村 正秀 (吉村鍼灸院)	大牟田市汐屋町1	H 26・7・1
大生はき 4	小山 剛司 (小山鍼灸院)	大牟田市明治町三丁目63-1 コアマンション605号	H 26・7・1
大生はき 5	米田 政明 (米田鍼灸治療院)	大牟田市末広町244	H 26・7・1
大生はき 6	中尾 恵子 (ひびき堂鍼灸室)	大牟田市浄真町163	H 26・7・1
大生はき 7	竹本 二郎 (竹本鍼灸リハ院)	大牟田市大字草木612-1	H 26・7・1
大生はき 8	賀久 哲也 (賀久総合鍼灸所)	大牟田市曙町1-10 ReBirth Cube201	H 26・7・1
直生はき 5	湯村 謙二 (湯村鍼灸マッサージ院)	直方市日吉町11-24	H 26・7・1
直生はき 7	小林 俊介 (小林鍼灸治療院)	直方市大字頓野1916-1	H 26・7・1
直生はき 4	井上 富夫 (井上鍼灸院)	直方市大字植木354-1	H 26・7・1
直生はき 1	久門 康裕 (康友堂鍼灸院)	直方市大字頓野1767-1	H 26・7・1
直生はき 3	吉田 明仁 (吉田鍼灸院)	直方市大字下境3225	H 26・7・1
直生はき 10	古賀 慶之助 (直方中央鍼灸院)	直方市津田町11-26	H 26・7・1
直生はき 11	田中 克也 (直方中央鍼灸院)	直方市津田町11-26	H 26・7・1
直生はき 6	城村 和宏 (城村鍼灸院)	直方市須崎町13-13	H 26・7・1
直生はき 8	宮下 博之 (マッサージ工房いやし)	直方市溝堀一丁目5-17	H 26・7・1
直生はき 9	大村 尚顕 (大福はり・きゅう整骨院)	直方市大字山部287	H 26・7・1
直生はき 2	久門 弥生 (康友堂鍼灸院)	直方市頓野1767-1	H 26・7・1

飯生はき 2	山本 健次 (山本鍼灸院)	飯塚市幸袋97-3	H 26・7・1
飯生はき 5	坂本 樹弘 (明観寺鍼灸院 杏林堂)	飯塚市西町2-51	H 26・7・1
飯生はき 6	瓜生 公一 (うりゅう鍼灸院)	飯塚市鯉田1383-1	H 26・7・1
飯生はき 4	柳原 隆一 (命泉堂鍼灸院)	飯塚市中1138-2	H 26・7・1
飯生はき 9	上田 健博 (自給想鍼灸院)	飯塚市津島154	H 26・7・1
飯生はき 7	吉田 学 (鍼灸院 心美堂)	飯塚市目尾786-1	H 26・7・1
飯生はき 8	米光 伸二 (ランタン鍼灸マッサージ治療院)	飯塚市本町8-7	H 26・7・1
飯生はき 10	鶴 正剛 (つる鍼灸整骨院)	飯塚市横田460-6	H 26・7・1
飯生はき 1	小島 公 (小島鍼灸治療院)	飯塚市平恒966-11	H 26・7・1
飯生はき 3	末安 年夫 (末安鍼灸院)	飯塚市堀池53	H 26・7・1
田生はき 1	森本 光一 (井上鍼灸院)	田川市番田町4-24	H 26・7・1
柳生はき 1	岡 孝臣 (岡鍼灸治療院)	柳川市宮永町24-15	H 26・7・1
柳生はき 3	梶島 和善 (梶島鍼灸治療院)	柳川市本町84	H 26・7・1
柳生はき 4	島田 靖也 (島田鍼灸整骨院)	柳川市三橋町高畑247-1	H 26・7・1
柳生はき 2	岡 英二 (岡鍼灸治療院)	柳川市宮永町24-15	H 26・7・1
朝倉生はき 6	小西 恭博 (甘木はり灸小西治療院)	朝倉市鶴木341-2	H 26・7・1
朝倉生はき 1	桑野 諫男 (桑野治療院)	朝倉市三奈木3240	H 26・7・1
朝倉生はき 2	杉山 松男 (杉山はり灸マッサージ治療院)	朝倉市来春34-1-102	H 26・7・1

朝倉生はき5	中寺 猛 (中寺鍼灸整骨院)	朝倉市甘木1478-1	H 26・7・1
朝倉生はき3	秋山 博信 (秋山鍼灸院)	朝倉市小田1806-2	H 26・7・1
朝倉生はき4	田中 巧 (はり灸治療所 田中家)	朝倉市平塚1637-2-B	H 26・7・1
八女生はき3	栗原 盛男 (栗原鍼灸院)	八女市平田563-3	H 26・7・1
八女生はき1	堤 民子 (堤鍼灸院)	八女市本町661	H 26・7・1
八女生はき2	水田 克博 (水田鍼灸院)	八女市稲富196-1	H 26・7・1
筑生はき1	樋口 武 (樋口鍼灸院)	筑後市大字若菜1275-1	H 26・7・1
筑生はき2	稲葉 浩人 (マッサージ療院 窓ヶ原)	筑後市大字久富1251-74	H 26・7・1
筑生はき3	稲葉 美奈子 (マッサージ療院 窓ヶ原)	筑後市大字久富1251-74	H 26・7・1
大川生はき1	堀江 悦生 (堀江鍼灸院)	大川市大字大野島3526-1	H 26・7・1
大川生はき2	宮崎 泰暢 (みやざき鍼灸整骨院)	大川市大字大橋8番地	H 26・7・1
大川生はき3	松本 祐輝 (みやざき鍼灸整骨院)	大川市大字大橋8番地	H 26・7・1
豊生はき1	小早川 静泰 (鍼灸小早川治療院)	豊前市大字梶屋414	H 26・7・1
中生はき1	進 好司 (進鍼灸マッサージ院)	中間市中鶴三丁目5-15-3	H 26・7・1
中生はき2	馬場 健太 (和鍼灸院 中間院)	中間市通谷一丁目36-2 ウェルパークヒルズ内	H 26・7・1
中生はき3	新家 幸男 (和鍼灸院 中間院)	中間市通谷一丁目36-2 ウェルパークヒルズ内	H 26・7・1
小生はき2	内野 仁 (正健堂鍼灸指圧院)	小郡市上岩田1305-1	H 26・7・1
小生はき3	枝村 和樹 (枝村鍼灸院)	小郡市大保1629-1	H 26・7・1
小生はき1	大森 喬太 (徳田鍼灸院)	小郡市祇園二丁目2-8	H 26・7・1

筑紫生はき1	中村 利成 (元気鍼灸治療院)	筑紫野市湯町二丁目1-6-2 F	H 26・7・1
筑紫生はき2	大石 哲也 (大石鍼灸院)	筑紫野市大字若江146-1 シャルマンパーク若江1 F	H 26・7・1
筑紫生はき5	栗原 賢 (株式会社フレアス)	筑紫野市二日市西一丁目13-45-D202	H 26・7・1
筑紫生はき6	与那覇 彩乃 (株式会社フレアス)	筑紫野市二日市西一丁目13-45-D202	H 26・7・1
筑紫生はき7	中野 良浩 (株式会社フレアス)	筑紫野市二日市西一丁目13-45-D202	H 26・7・1
筑紫生はき3	宇田川 静香 (おひさま鍼灸院)	筑紫野市大字筑紫22-21	H 26・7・1
筑紫生はき8	島本 佑佳 (株式会社フレアス)	筑紫野市二日市西一丁目13-45-D202	H 26・7・1
筑紫生はき9	中野 史章 (株式会社フレアス)	筑紫野市二日市西一丁目13-45-D202	H 26・7・1
筑紫生はき4	宇田川 克也 (おひさま鍼灸院)	筑紫野市大字筑紫22-21	H 26・7・1
春生はき1	渡辺 誠 (まことはり灸院)	春日市松ヶ丘三丁目9	H 26・7・1
春生はき3	本村 秀士 (蒼風鍼灸院)	春日市下白水南六丁目127	H 26・7・1
春生はき2	渡辺 文子 (まことはり灸院)	春日市松ヶ丘三丁目9	H 26・7・1
大野生はき3	酒井 厚 (酒井鍼灸院)	大野城市白木原三丁目3-2	H 26・7・1
大野生はき2	河口 まき子 (ひまわりマッサージ院)	大野城市南ヶ丘七丁目12-12	H 26・7・1
像生はき1	木寅 昌二 (鍼灸マッサージ木寅治療院)	宗像市三郎丸二丁目1-15-2	H 26・7・1
像生はき2	浦崎 福芳 (健里はり灸マッサージ療院)	宗像市日の里一丁目10番地102-107	H 26・7・1
像生はき3	河野 好則 (こうの鍼灸院)	宗像市自由ヶ丘二丁目1-14	H 26・7・1
像生はき8	平野 琢也 (ひらの鍼灸整骨院)	宗像市日の里八丁目3-10	H 26・7・1
像生はき7	縄田 宗親 (ひだまり鍼灸院)	宗像市日の里二丁目6-6	H 26・7・1

像生はき 4	松山 泰三 (日吉丸は りきゅう院)	宗像市大島969	H 26・7・1
像生はき 5	増野 義憲 (こはるマ ッサージ院)	宗像市田久四丁目16-1 第2金 石ビル101号	H 26・7・1
像生はき 6	金子 未来 (こはるマ ッサージ院)	宗像市田久四丁目16-1 第2金 石ビル101号	H 26・7・1
宰生はき 1	松本 守 (松本鍼灸治 療院)	太宰府市五条一丁目13-61	H 26・7・1
古生はき 4	大谷 瞳 (大谷はり灸 院)	古賀市中央四丁目5-10	H 26・7・1
古生はき 1	坂井 公明 (さかい中 国針治療院)	古賀市今の庄一丁目13-12	H 26・7・1
古生はき 2	久保山 史 (桃針灸院)	古賀市天神一丁目15-8-1 F	H 26・7・1
古生はき 3	高原 健吾 (かづる鍼 灸整骨院)	古賀市駅東一丁目4-12	H 26・7・1
嘉麻生は き1	桝崎 宗近 (訪問マッ サージ楽々)	嘉麻市下白井1180-24	H 26・7・1
嘉麻生は き2	安岡 達藏 (鍼灸あん まマッサージ治療院り あん)	嘉麻市漆生2284番地156	H 26・7・1
み生はき 5	平木 世志実 (江浦鍼 灸院)	みやま市高田町江浦158-1	H 26・7・1
み生はき 3	執行 一哉 (なお整骨 院)	みやま市高田町濃施629-4	H 26・7・1
み生はき 4	原田 友富 (原田鍼灸 院)	みやま市高田町下楠田1691	H 26・7・1
み生はき 1	秋原 茂 (秋原治療院)	みやま市瀬高町下庄1522-2	H 26・7・1
み生はき 2	内藤 裕幸 (蘭蘭鍼灸 治療院)	みやま市瀬高町濱田714-8	H 26・7・1
糸島地生 はき1	安德 信二 (安德鍼灸 院)	糸島市前原北一丁目2-16	H 26・7・1
糸島地生 はき2	泊 忠司 (とまり鍼灸 治療院)	糸島市前原南一丁目1-33	H 26・7・1
糸島地生 はき3	北辻 愛 (かわはら鍼 灸院)	糸島市南風台八丁目7-3	H 26・7・1

糸島地生 はき5	木寺 修作 (鍼灸院悠 々)	糸島市志摩津和崎29-1	H 26・7・1
糸島地生 はき4	後藤 優樹 (かわはら 鍼灸院)	糸島市南風台八丁目7-3	H 26・7・1
福津生は き6	石津 傳 (石津鍼灸マ ッサージ治療院)	福津市宮司四丁目15-17	H 26・7・1
福津生は き1	矢津田 善仁 (巫仁東 洋鍼灸療院)	福津市中央五丁目25-34	H 26・7・1
福津生は き3	立石 三輝男 (立石鍼 灸院)	福津市中央五丁目20-12	H 26・7・1
福津生は き4	吉塚 涼子 (すまいる 整骨院はり灸マッサー ジ院)	福津市手光南一丁目9-6	H 26・7・1
福津生は き5	浦野 茂喜 (津屋崎千 軒鍼灸院)	福津市津屋崎四丁目10-13	H 26・7・1
福津生は き7	永田 良平 (やまと鍼 灸接骨院)	福津市中央三丁目3-1 今村ビ ル1階	H 26・7・1
福津生は き2	東 泰昭 (東・命泉鍼 灸院)	福津市手光1878-1	H 26・7・1
宮生はき 1	楠原 宏和 (楠原鍼灸 治療所)	宮若市宮田75-4	H 26・7・1
田川生は き2	向野 誠人 (向野鍼灸 治療院)	田川郡川崎町大字川崎468	H 26・7・1
田川生は き3	田淵 行雄 (田淵鍼灸 院)	田川郡福智町金田60-36	H 26・7・1
田川生は き6	小田 禎一 (勾金鍼灸 療院)	田川郡香春町大字中津原2547	H 26・7・1
田川生は き7	荒巻 正徳 (荒巻はり 灸院)	田川郡香春町大字中津原2388- 6	H 26・7・1
田川生は き8	桶本 潤 (熊本鍼灸院)	田川郡福智町赤池528-14	H 26・7・1
田川生は き4	白川 勝毅 (白川鍼灸 治療院)	田川郡福智町赤池1017-31	H 26・7・1
田川生は き5	白川 勝毅 (白川鍼灸 整骨院)	田川郡福智町赤池521-33	H 26・7・1
田川生は き9	宮下 博之 (マッサー ジ工房あんじゅ)	田川郡糸田町4063番地2	H 26・7・1

田川生はき1	浦野 良治（鍼灸マッサージ治療院良盛堂）	田川郡赤村大字内田1210-6	H 26・7・1
筑紫地生はき1	尾崎 登志夫（おざき鍼灸治療院）	筑紫郡那珂川町大字山田1085-1	H 26・7・1
粕生はき3	国崎 茂年（さくら鍼灸治療院）	糟屋郡久山町大字久原2627-11	H 26・7・1
粕生はき1	山田 晃裕（スターはりきゅう整骨院）	糟屋郡粕屋町大字仲原2639番地3	H 26・7・1
粕生はき4	山田 伸子（山田鍼灸院）	糟屋郡志免町別府北二丁目2-5-1205号	H 26・7・1
粕生はき5	中山 慎吾（まるしん療養マッサージ）	糟屋郡宇美町原田二丁目5-27	H 26・7・1
粕生はき2	万善 政雄（万善堂治療院）	糟屋郡粕屋町若宮一丁目2-12	H 26・7・1
宗遠生はき4	皇甫 邦雄（皇甫鍼灸院回春堂）	遠賀郡水巻町吉田東四丁目2-34	H 26・7・1
宗遠生はき1	小林 和明（小林鍼灸院）	遠賀郡水巻町猪熊八丁目10-8	H 26・7・1
宗遠生はき2	山崎 公晴（山崎治療院）	遠賀郡水巻町鯉口8-2	H 26・7・1
宗遠生はき3	橋村 みち代（太陽鍼灸治療院）	遠賀郡岡垣町中央台三丁目1-5	H 26・7・1
嘉鞍生はき1	下村 みや子（みやこあんま鍼灸治療院）	鞍手郡鞍手町大字中山2348-18	H 26・7・1
嘉鞍生はき2	入江 茂（鍼灸治療院ちくぜん）	鞍手郡鞍手町大字中山2377-1	H 26・7・1
嘉鞍生はき3	中村 秀一（鍼灸治療院ちくぜん）	鞍手郡鞍手町大字中山2377-1	H 26・7・1
嘉鞍生はき4	畑 雄一（鍼灸治療院ちくぜん）	鞍手郡鞍手町大字中山2377-1	H 26・7・1
嘉鞍生はき5	吉田 智宏（鍼灸治療院ちくぜん）	鞍手郡鞍手町大字中山2377-1	H 26・7・1
嘉鞍生はき6	小島 謙二（小島総合治療院）	嘉穂郡桂川町大字豆田518-4	H 26・7・1
京生はき1	定村 正之（定村鍼灸院）	京都郡苅田町神田町一丁目10-14	H 26・7・1
京生はき2	泉 省三（アプローチ・リハ癒楽）	京都郡苅田町京町二丁目8-1-2号	H 26・7・1

京生はき3	円入 勝彦（円入はり院）	築上郡上毛町大字上唐原1675-1	H 26・7・1
京生はき4	古城 光幸（苅田鍼灸院）	京都郡苅田町尾倉二丁目3-8	H 26・7・1
京生はき5	信田 真範（信田鍼灸療院）	築上郡築上町大字湊81-7	H 26・7・1

福岡県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	桂川線 下秋月	朝倉市秋月1004番1先から 朝倉市秋月1004番2先まで

福岡県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			前	東峰村大字小石原1491番1先から 東峰村大字小石原1494番	11.4 ～ 20.2	133.9

朝倉	一般国道	500号	1先まで		
			東峰村大字小石原1491番 1先から 東峰村大字小石原1494番 1先まで	11.4 ～ 29.6	133.9

福岡県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川線 城島	柳川市西浜武445番7先から 柳川市西浜武436番1先まで

福岡県告示第699号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 長井加入区

福岡県告示第700号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

みやま市瀬高町小田字西谷2025の11、2025の14、2025の125、2025の126、字西谷ノ一2029の1から2029の18まで、2029の20、2029の21、2029の23、2029の24、2029の26、2029の28、2029の29、2029の31、2029の32、2029の34から2029の44まで、2029の46、2029の48から2029の54まで、2029の22・2029の30・2029の33・2029の45・2029の47（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字東谷2463の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第701号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第228号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

谷吉	糟屋郡粕屋町大字大隈（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
----	----------------------------	---------

備考 別紙図面1は省略し、その図面を粕屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第702号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第229号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷吉	糟屋郡粕屋町大字大隈（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を粕屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第703号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷吉	糟屋郡粕屋町大字大隈（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を粕屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第704号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
谷吉	糟屋郡粕屋町大字大隈（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を粕屋町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	飯塚大野城線	前	糟屋郡宇美町大字炭焼1098番11先から 糟屋郡宇美町大字炭焼1090番1先まで	27.8 ～ 49.2	28.3
				糟屋郡宇美町大字炭焼		

	後	1098番11先から 糟屋郡宇美町大字炭焼 1090番1先まで	22.8 ～ 38.5	28.3
--	---	---------------------------------------	-------------------	------

福岡県告示第706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	藤 山 国 分 線 一丁田	前	久留米市高良内町4590番1先から 久留米市高良内町2902番12先まで	4.9 ～ 17.9	842.0
			後	久留米市高良内町4590番1先から 久留米市高良内町2902番12先まで	4.9 ～ 17.9	842.0
			後	久留米市高良内町4590番1先から 久留米市高良内町2902番5先まで	12.1 ～ 35.2	882.0

福岡県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	寒 田 下 別 府 線	前	築上郡築上町大字上深野762番10先から 築上郡築上町大字上深野481番1先まで	6.0 ～ 14.0	155.6
			後	築上郡築上町大字上深野762番10先から 築上郡築上町大字上深野481番1先まで	10.5 ～ 14.0	155.6
			後	築上郡築上町大字上深野762番10先から 築上郡築上町大字上深野481番1先まで	10.5 ～ 15.0	178.8

福岡県告示第708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	豊 田 北 野 線	久留米市山本町豊田1355番3先から 久留米市善道寺町木塚149番4先まで

福岡県告示第709号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	176	福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 藤永憲一	福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内	平成26年 8月1日
旧		福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 橋田紘一		

福岡県告示第710号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年11月福岡県告示第1828号宇美都市計画下水道事業宇美公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施工者の名称
宇美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇美都市計画下水道事業宇美公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和62年12月26日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成20年福岡県告示第1828号の事業地に糟屋郡宇美町明神坂三丁目地内の一部を加え、明神坂二丁目地内の一部を変更する
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年8月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	口ノ原 稲築線	飯塚市綱分759番7先から 飯塚市綱分761番19先まで

公 告**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
実習船「海友丸」定期検査受検及び修繕工事
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格

の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にとっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
 - キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
 - ク 営業概要表（様式第5号）
 - ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
 - コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
 - サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
 - シ 役員名簿（様式第9号）
 - ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
 - セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
 - ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
 - チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年9月4日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に係る入札参加申請書を期限までに提出し、受理をされた者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

実習船「海友丸」定期検査受検及び修繕工事

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 工期

平成26年11月19日から平成27年1月6日まで

(4) 場所

工事請負業者ドック

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成25年1月福岡県告示第117号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成26年9月25日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
06	03	船舶・その他	AA

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)の期

- 間中でない者
- (4) 過去5年以内に元請として、国、地方公共団体が管理する官公庁船及び独立行政法人船の船舶定期検査工事及び各種検査工事の実績を有し、国際航海に従事する鮪延縄漁業実習を行う船舶に対応できる技術、知識等を有すること。
- また、過去1年以上、500トン以上の船舶修繕の事業を継続して行っていること。
- (5) 博多港までの運行距離が200マイル以内であること。
- (6) 造船所内に、実習船「海友丸」（698トン）が入渠可能な施設（乾ドック又は浮乾ドック）を有すること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県立水産高等学校 共同運航事務室
〒811-3304 福津市津屋崎四丁目46番14号
電話番号（代表）0940-52-0158
電話番号（直通）0940-52-8870
FAX番号 0940-52-8880
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成26年8月15日（金曜日）から平成26年9月2日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限

- 平成26年9月25日（木曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福津市津屋崎四丁目46番14号
福岡県立水産高等学校 共同運航事務室
- (2) 日時
平成26年9月26日（金曜日）午前11時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（W T O）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of the contract matter
Maintenance and repair periodic inspection of the training vessel Kaiyumaru 1 set
- (2) Time Limit of tender :
5 : 00 PM on September 25, 2014
- (3) Contact Point for the Notice
Fukuoka Prefectural Suisan High School,
46-14, 4-chome, Tsuyazaki, Fukutsu City, 811-3304, JAPAN
TEL 0940-52-8870

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
教職員用パソコン賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理

- 人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年9月3日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

教職員用パソコン賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年9月24日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA、A

05	02	電気通信機器	AA、A
13	08	リース・レンタル	AA、A

- (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成26年9月16日（火曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

- 5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県教育庁教育企画部企画調整課（県庁行政棟4階）
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）
FAX番号 092-643-3884
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成26年8月15日（金曜日）から平成26年9月4日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成26年9月24日（水曜日）午後4時00分
- (3) 提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁地下1階 行政7号会議室
- (2) 日時
平成26年9月25日（木曜日）午前11時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of computer systems for use in public school staff in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit if Tender :
4 : 00 PM on September 24, 2014
- (3) Contact Point for the Notice : Education Planning and Coordination Division,
Fukuoka Prefectural Office
7 - 7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8575, JAPAN
TEL 092 - 643 - 3880

公告

柳川みやま土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
亀崎 敏彦	柳川市大浜町934番地23

2 就任理事

氏名	住所
堤 英樹	柳川市有明町780番地

公告

広川土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
渡邊 了	八女郡広川町大字一條765番地3

公告

大和町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
横山 須護	柳川市大和町徳益82番地1
佐藤 哲郎	柳川市大和町塩塚1140番地2
古賀 玄亥	柳川市大和町塩塚493番地
高口 孝行	柳川市大和町栄570番地
松藤 茂勝	柳川市大和町明野1132番地2
堤 勝彦	柳川市大和町皿垣開88番地1
浦 義巳	柳川市大和町栄1213番地
塩塚 一城	柳川市大和町皿垣開2004番地

塩塚 康彦	柳川市大和町皿垣開2477番地
小宮 直喜	柳川市大和町皿垣開252番地
平川 亘	柳川市大和町中島2063番地1
坂井 年博	柳川市大和町中島2400番地
津留 眞弓	柳川市大和町六合1605番地
藤木 孝博	柳川市大和町六合474番地2

2 退任監事

氏名	住所
平川 光信	柳川市大和町栄1082番地
西田 克巳	柳川市大和町中島1405番地
武藤 和義	柳川市大和町塩塚1372番地2

3 就任理事

氏名	住所
高口 重實	柳川市大和町豊原258番地
佐藤 哲郎	柳川市大和町塩塚1140番地2
平田 泰造	柳川市大和町塩塚498番地
白谷 國義	柳川市大和町明野584番地3
齋藤 誠夫	柳川市大和町栄448番地
堤 勝彦	柳川市大和町皿垣開88番地1
平川 洋照	柳川市大和町栄1123番地1
西田 浩	柳川市大和町皿垣開944番地
塩塚 康彦	柳川市大和町皿垣開2477番地
西田 文博	柳川市大和町皿垣開1481番地
高椋 正臣	柳川市大和町中島2503番地
坂井 年博	柳川市大和町中島2400番地
津留 眞弓	柳川市大和町六合1605番地
藤木 孝博	柳川市大和町六合474番地2

4 就任監事

氏名	住所
----	----

松藤 稔	柳川市大和町鷹ノ尾1272番地 1
西田 克巳	柳川市大和町中島1405番地
田中 一喜	柳川市大和町六合771番地

公告

筑後東部第2期土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
友添 勲	柳川市三橋町吉開323番地 2
小野 一豊	柳川市三橋町吉開48番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
木下 榮三	柳川市三橋町木元238番地
石橋 勉	柳川市三橋町木元210番地
森田 茂久	柳川市三橋町磯島569番地 1
由衛 國壽	柳川市三橋町磯島445番地
椛島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1
竹田 智	柳川市三橋町柳河413番地 5
桑原 繁松	柳川市三橋町柳河420番地 2
井口 眞	筑後市大字下妻551番地 2
井口 金平	筑後市大字下妻384番地 2
下川 重幸	筑後市大字馬間田1306番地
下川 哲也	筑後市大字馬間田1295番地 1
古後 厚	筑後市大字富安193番地 1
大藪 盛詞	柳川市矢加部166番地 1
吉武 常美	柳川市立石95番地

2 退任監事

氏 名	住 所
富安 隆唧	筑後市大字下妻250番地
大村 信洋	柳川市三橋町起田200番地
新谷 昭嘉	柳川市矢加部662番地

3 就任理事

氏 名	住 所
友添 勲	柳川市三橋町吉開323番地 2
小野 一豊	柳川市三橋町吉開48番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
木下 榮三	柳川市三橋町木元238番地
石橋 勉	柳川市三橋町木元210番地
森田 茂久	柳川市三橋町磯島569番地 1
由衛 國壽	柳川市三橋町磯島445番地
椛島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1
竹田 智	柳川市三橋町柳河413番地 5
桑原 繁松	柳川市三橋町柳河420番地 2
井口 眞	筑後市大字下妻551番地 2
井口 金平	筑後市大字下妻384番地 2
下川 重幸	筑後市大字馬間田1306番地
下川 哲也	筑後市大字馬間田1295番地 1
古後 厚	筑後市大字富安193番地 1
大藪 盛詞	柳川市矢加部166番地 1
吉武 常美	柳川市立石95番地

4 就任監事

氏 名	住 所
井口 俊文	筑後市大字下妻116番地 6
大村 信洋	柳川市三橋町起田200番地
新谷 政則	柳川市矢加部554番地 4

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県立苅田工業高等学校県立工業高校産業人材育成事業に係るマシニングセンターの賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係

る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成26年9月3日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県立荊田工業高等学校

県立工業高校産業人材育成事業に係るマシニングセンタの賃貸借に関する契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年12月1日から平成32年11月30日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務センター調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年9月24日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
13	8	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA

- (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の説明書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ平成26年9月24日（水曜日）午前11時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県立苅田工業高等学校
〒800-0354 京都郡苅田町大字集2569番地

(電話番号) 093-436-0988
(FAX番号) 093-436-2572

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成26年8月15日（金曜日）から平成26年9月22日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前8時25分から午後4時55分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成26年9月25日（木曜日）午前9時00分
- (3) 提出方法
持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
京都郡苅田町大字集2569番地
福岡県立苅田工業高等学校
- (2) 日時
平成26年9月25日（木曜日）午前11時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Fukuoka Prefectural Kanda technical high school
The contract for the lease of the machining center according to the Prefectural Technical High School industrial human resources Development projects
- (2) Time Limit if Tender
AM 9 : 00 September 25, 2014
- (3) Contract Point for the Notice :
Fukuoka Prefectural Kanda technical high school
800 - 0354
2569, Atsumari, Kanda-machi, Miyako-gun, Fukuoka

TEL 093-436-0988

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

豊前市大字八屋317番4、317番6、317番7、330番1、330番2、333番3から333番8まで、334番、335番1、339番4、342番3、342番4及び342番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

豊前市大字吉木955番地

豊前市土地開発公社

理事長 後小路 一雄

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	72301304	ユニット型特別養護老人ホームステイン八女の里 福岡県八女市柳島863番地	社会福祉法人八女福祉会	平成26年 8月1日

公告

大内田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24

年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加来 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲俣 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地1
太田 勝征	田川郡赤村大字内田3261番地
川上 武	田川郡赤村大字内田3808番地2
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

2 退任監事

氏名	住所
太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地
荒尾 良憲	田川郡赤村大字内田3265番地

3 就任理事

氏名	住所
川上 澄吉	田川郡赤村大字内田4152番地
加来 博樹	田川郡赤村大字内田3866番地
稲俣 俊秀	田川郡赤村大字内田3953番地1
太田 勝征	田川郡赤村大字内田3261番地
川上 武	田川郡赤村大字内田3808番地2
木村 義明	田川郡赤村大字内田3276番地3
中村 太市	田川郡赤村大字内田3529番地
中村 俊美	田川郡赤村大字内田3521番地

4 就任監事

氏名	住所
太田 壽	田川郡赤村大字内田3819番地
荒尾 峰雄	田川郡赤村大字内田3796番地 2

公告

本河内土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
俵 秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
佐々木 富數	田川郡赤村大字赤3305番地
佐々木 光之丞	田川郡赤村大字赤3833番地 1
進藤 丹治	田川郡赤村大字赤1103番地 1
大場 義人	田川郡赤村大字赤5018番地 2
吉竹 忠徳	田川郡赤村大字赤1298番地
田中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2
川上 彰徳	田川郡赤村大字赤407番地

2 退任監事

氏名	住所
和田 俊彦	田川郡赤村大字赤4779番地
宮崎 傳夫	田川郡赤村大字赤444番地 2

3 就任理事

氏名	住所
俵 秀太郎	田川郡赤村大字赤583番地
佐々木 富數	田川郡赤村大字赤3305番地
佐々木 光之丞	田川郡赤村大字赤3833番地 1

進藤 丹治	田川郡赤村大字赤1103番地 1
大場 義人	田川郡赤村大字赤5018番地 2
吉竹 忠徳	田川郡赤村大字赤1298番地
田中 一	田川郡赤村大字赤853番地 2
川上 彰徳	田川郡赤村大字赤407番地

4 就任監事

氏名	住所
和田 俊彦	田川郡赤村大字赤4779番地
宮崎 傳夫	田川郡赤村大字赤444番地 2

公告

大和干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
松藤 和彦	柳川市大和町大坪 4 番地
大津 眞次	柳川市大和町大坪 3 番地
小宮 隆法	柳川市大和町皿垣開1468番地
関 正之	柳川市大和町大坪13番地
津留 征夫	柳川市大和町六合1592番地 1
平田 智行	柳川市大和町塩塚154番地
堤 清	柳川市大和町皿垣開 7 番地
松藤 善人	柳川市大和町皿垣開1777番地
岩丸 克信	柳川市大和町中島1548番地

2 退任監事

氏名	住所
----	----

小宮 和人	柳川市大和町大坪9番地
平川 久幸	柳川市大和町中島2085番地 1
松藤 保	柳川市大和町栄838番地

3 就任理事

氏 名	住 所
松藤 和彦	柳川市大和町大坪4番地
大津 眞次	柳川市大和町大坪3番地
小宮 隆法	柳川市大和町皿垣開1468番地
関 正之	柳川市大和町大坪13番地
小宮 和人	柳川市大和町大坪9番地
松藤 政美	柳川市大和町六合1549番地
横山 慎二	柳川市大和町徳益321番地 1
河島 芳朗	柳川市大和町栄1333番地 1
松藤 善人	柳川市大和町皿垣開1777番地
西田 大輔	柳川市大和町中島1532番地
松藤 邦義	柳川市大和町中島1949番地 1
田中 洋輔	柳川市大和町明野981番地

4 就任監事

氏 名	住 所
本木 慎介	柳川市大和町大坪18番地
坂井 清治	柳川市大和町中島2388番地
松藤 保	柳川市大和町栄838番地

公告

大和干拓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小 川 洋

退任理事

氏 名	住 所
坂井 博喜	柳川市大和町中島2387番地
松藤 昭利	柳川市大和町明野773番地

公告

柳川西部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
待鳥 文義	柳川市吉原383番地 1
宮崎 端男	柳川市七ツ家1149番地 8
田中 正隆	柳川市西浜武1243番地 2
高田 善光	柳川市古賀157番地 1
妻夫木 博喜	柳川市南浜武394番地 3
椛島 照弘	柳川市南浜武309番地 1
荒巻 壽	柳川市吉原37番地
古賀 昭利	柳川市南浜武457番地
大曲 達司	柳川市吉原169番地 2
松本 操	柳川市古賀180・181番地合併 1
樺島 農夫男	柳川市久々原694番地16
椛島 盛治	柳川市南浜武258番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
太田 英介	柳川市久々原578番地
金子 時勇	柳川市南浜武94番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
-----	-----

待鳥 文義	柳川市吉原383番地 1
枕島 恒則	柳川市南浜武562番地
田中 正隆	柳川市西浜武1243番地 2
古賀 雪雄	柳川市古賀209番地 1
松本 操	柳川市古賀180・181番地合併 1
妻夫木 博喜	柳川市南浜武394番地 3
枕島 照弘	柳川市南浜武309番地 1
荒巻 壽	柳川市吉原37番地
古賀 勝次	柳川市吉原216番地
田中 清治	柳川市久々原570番地
枕島 善七	柳川市南浜武462番地 2
梅崎 鶴幾	柳川市七ツ家398番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
太田 英介	柳川市久々原578番地
金子 時勇	柳川市南浜武94番地 1
荒巻 勝典	柳川市古賀365番地

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年8月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 馬（KWPN種）

種畜証明書 番 号	名 前	生年月日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及 び 氏 名
21440020001	アブドロード ワイエイチ	平成17年6月18日	オラン ダ	2級	個人有	宗像市 (有)カナディ アンキャンプ乗 馬クラブ

2 馬（アラブ種）

種畜証明書 番 号	名 前	生年月日	産 地	検査 成績	所有者 の区分	飼養者の住所 及 び 氏 名
21440020002	バイタル	平成12年3月26日	アメリ カ	級外	個人有	宗像市 (有)カナディ アンキャンプ乗 馬クラブ

収用委員会

福岡県収用委員会告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成26年9月5日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成26年8月15日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成24年度福収権第13号事件及び平成24年度福収明第13号事件

2 事業名

福岡都市計画道路事業3・3・25号那珂川字美線

3 送達を受けるべき者

福岡県春日市下白水北三丁目82番所在の所有者不明に係る物件（動産）の所有者

4 送達すべき書類

平成26年8月1日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書